

北朝鮮による「衛星」と称するミサイル発射事案に についての島根県知事コメント

1. 本日、北朝鮮から「衛星」と称する弾道ミサイルが発射された。
2. これまでの弾道ミサイル等の度重なる発射も含め、一連の北朝鮮の行動は、県民の生命、身体、財産への深刻かつ重大な脅威であり、「衛星」と称した発射であっても、関連する国連安全保障理事会決議に違反するものである。
3. 県では、発射情報入手後、直ちに情報収集を行い、島根原子力発電所、島根県内の漁船、県教育委員会の水産実習船（神海丸）の安全を確認した。
4. 政府は、北朝鮮に対して、厳重に抗議することはもちろん、関係国と連携してこのような暴挙を繰り返さないよう断固たる対応に全力を尽くしてほしい。